

特集・外交史料館開館五〇周年

職員座談会 開館五〇年目の業務の現状と課題

氏名 (所属班／主な担当分野)

参加者…小高京子(公開準備班／利用請求担当)

石突美香(史料管理・閲覧室／閲覧利用担当)

佐久間健(編纂室／デジタル化担当)

戸塚順子(編纂室／保存・展示担当)

浜岡鷹行(編纂室／外交記録公開担当)

司会…濱田耕平(編纂室)

濱田 外交史料館五〇周年の特集として、開館当時の思い出などにつ

いては、別途OBを交えた座談会が行われています(『外交史料館報』本第三五号掲載「開館当時は振り返って」)。この座談会では実務担当者から見た、現在の運用とこれからの課題について語りたいと思います。また、三〇年前の外交史料館二〇周年の際にも業務についての座談会が企画されており(『外交史料館報』第五号「これからの外交史料館」、その当時との比較も交えながら話を進めたいと思います)。

現場の観点からいえば、ここ数十年の間で一番大きかった出来事は、平成二三(二〇一一)年四月の公文書管理法施行でした。法に

基づき内閣府のガイドラインが策定され、それに沿って外交史料館利用等規則も定められたわけです。これらの法規に忠実に業務を回していかなければならず、業務の幅が広がったうえ、それぞれの業務を担うにあたって緊張感が必要とされます。

利用請求について

濱田 まずは、利用について話したいと思います。もともと当館は戦前の外務省記録を閲覧する施設として開館した経緯もあり、閲覧利用を重視してきました。外交史料館利用等規則第三章「利用」に様々な定めがあるように、公文書管理法によって利用は単なる閲覧の行

政サービスではなく、利用者が請求権を行使し、それに対して行政処分を下すという形式になったわけです。外交史料館側が行政処分という形で、利用請求書を受け取って利用決定通知を発出するという一連の手続きが必要になりました。

平成二三年の法施行から一〇年が経過した現在、運用としては流れができていますが、利用請求数は明らかに増えています。こうした現状は利用請求事務に困難をもたらしていると思うのですが、まずは利用に供するための公開準備作業の現状と問題点についてお伺いしたいと思います。

小高 公文書管理法施行後一〇年間で、利用請求数は非常に伸びています。令和元（二〇一九）年度は一八〇〇冊近くの請求があり、この十年間で約五倍に増大しています。利用請求の制度が広汎に知られた結果であり、大変喜ばしいことです。他方、利用請求から利用決定まで時間を要するケースも見られます。利用制限情報のマスキングや綴り替えなどの公開準備作業をする人員は不足しています。令和三年度に入ってようやく一名増えましたが、利用請求数の増加に見合った人員をさらに増やす必要があると思っています。

人員体制を整えつつ作業時間を短縮していくように努力したいと考えています。

濱田 利用請求に関する実務上の問題としては、請求を受け付ける際のような調整があると思います。そのあたりの苦労についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

石突 利用請求の制度を熟知されている利用者だけでなく、そうでない利用者もおられます。制度をよく知らないままお申し込みされている方には、その都度、ファイルの公開状況や、可能な閲覧方法などを、ファイルごとに説明しています。最近は海外からの申し込みも多いですから、説明に工夫が求められる状況です。

濱田 あまり制度を知らない人に対してシンプルに仕組みを伝えるような工夫ができないものでしょうか。

石突 現在予約制で閲覧を受け付けていますが、予約受付の時点で利用請求を必要とする「要審査」のファイルが含まれていることも多いです。予約受付をする際の返信文中に利用請求の関連ページへのリンクを示すなどして、制度の説明をするようにしています。

佐久間 ビジュアル的に閲覧を手引きする利用方法のガイドを、PDFファイルなどでホームページに掲載するのは一つの方法かもしれませんが。身近な機関では、アジア歴史資料センターがそういった試みをしています。

それから先ほどの石突さんのお話の補足なのですが、どなたかが情報公開請求で入手した文書を閲覧したいというリクエストが時々あります。情報公開請求の対象となるのは移管されていない行政文書ですから、その都度、利用請求と情報公開請求の制度を両方説明しなければならず、また対象文書を特定することも非常に時間がかかるので、効率化できないかと考えていました。

濱田 公文書管理法が施行されて以来、事務的にも煩雑になって、来

館して閲覧して終わりという形ではなくなってしまったわけです。しかしそこにいかにアジャストしてやっていくかが、より大切になっていきますね。

閲覧について

濱田 閲覧室は館の顔でもあり、重要な部署だと考えています。閲覧室カウンターでの利用者対応の問題点や、工夫している点などがあれば教えていただきたいと思います。

石突 利用請求と同様に、閲覧室には様々な方が来訪されます。その方がどこまで情報をお持ちかはわからないので、まずはよく話し、業務や史料に関してどの程度ご存じかを見極めることが重要です。また、閲覧室は職員の異動が多く、職員個人での蓄積だけでは限界があるため、新しく着任した職員でも対応できるように、閲覧対応表を作成しています。それは個別の史料についてのレファレンスよりは浅い次元で、閲覧に関する質問への対応方法などを示したものです。必ずしも専門性のある職員が配置されるわけではないので、職員同士の知識や理解を常に共有していくことを心がけています。

濱田 訓練を受けていない人に対するマニュアルを整備する形での質の向上と、勘所のある人を採用するという両輪で、閲覧室での質の高い対応が可能になりますね。

戸塚 ある程度いろいろな質問に答えられる人がカウンターに座っているべきで、それによって外交史料館に対する信頼が高まるという

効果があると思います。

濱田 新しく採用された専門職員は、閲覧カウンターに入るところから始めて、「徒弟制度」のような形で、閲覧室での対応、レファレンスなどを経験して史料の分類などの知識を蓄えていって、それを後々の専門業務に生かしていくという階段がありました。個人の経験でも、閲覧業務から知識を得ることが多かったように思っており、閲覧室当番はよい修行になるのではないかと思います。

浜岡 海外の公文書館においては、アーキビストが事前に利用者のニーズを詳細にヒアリングする昔ながらの方法か、システム等を整備して利用者に委ねるか二極化しているという話をよく聞きます。中間的な対応として、先ほどお話にあった、利用についての大枠的なことは誰でも答えられ、突っ込んだ情報は他の人がカバーする体制もあります。館の立ち上げの時期には、史料に精通した職員が利用者にアドバイスをできる体制だったそうですが、現状ではなかなか難しいかもしれませんね。

濱田 最近では特別撮影や史料の外部貸出が増えている印象がありますが、実際のところはどうかでしょうか。

石突 コロナ禍によって休館している時期は特別撮影を行っていませんでしたが、この秋に閲覧室が再開されたのと同時に申し込みが一気に増えました。ここ最近では一ヶ月に七件もの撮影対応がありました。今年(令和三年)が太平洋戦争開戦八〇年ということもあって、歴史番組のプロジェクトが組まれることが多いようです。

移動制限が緩和されるに伴い、海外からの撮影申し込みも増えていくことが予想されます。

濱田 予想もつかないコロナという事態があり、予約制という形にしたわけですが、それによってむしろ、今後の閲覧室の運用についてヒントになりそうなことはあったのでしょうか。

石突 事前予約制になったことは大きな変化でした。予約制にしたことでファイルを予め指定していただくという運用になりましたが、過去に一時期実施していた土曜日開館のノウハウが非常に役立ちました。最初は座席だけの予約も受けていましたが、ひとまず予約だけをして、直前でキャンセルされるという事例が相次いだので、事前に必ずファイルの申し込みもしていただくようにしました。するとキャンセルがほとんど無くなり、さらに事前にファイルを準備しておけるので、来館後に申し込んでそれからファイルを用意するまで待つてもらう、といったタイムロスも避けられるようになりました。一度に五冊しか閲覧できないという従来の縛りをなくし、ブックトラックを机の脇に置いてまとめて閲覧する体制を組んでいるため、利用者にとっても効率よく閲覧できるようになった部分もあるかと思っています。今後、従来の体制に戻ったとしても、予め閲覧ファイルが決まっている利用者に対しては、事前に史料を準備しておくというやり方もとれると思っています。以前は、閲覧室に來たものの、希望するファイルが船橋の保管書庫にあつたり、他に貸出中であつたりして、すぐに閲覧が叶わないという方もおられました。現

在の予約制ではそのようなことはありません。大量のファイルを申請されている方には、優先順位をあらかじめお伝えいただき、優先度の高い一〇冊くらいを見終わったら次のファイルを順次お出しするという形で対応したりもしています。

佐久間 時間と機会が限られていることで、かえって大量の申請を出したくなる心理があるかもしれません。予約制にしても、少し人数の枠を増やすことも考えたらいいのではないかと思います。そうすると利用者の気持ちにも余裕が生まれて、大量に閲覧申請するということも減っていくのではないのでしょうか。

石突 今後、感染状況や社会状況を注視しながらですが、制限を緩和していくことになろうかと思っています。

レファレンス対応について

濱田 閲覧ユニットでは、レファレンス対応も主に担っていますが、レファレンス件数は増えているのでしょうか。また、どの程度の対応をなさっていますか。

石突 問い合わせは依然として多いですね。どこまで調査するかというのは、その方がどこまでご自身で調査が可能か、などに合わせて判断しますが、現在は基本的に、文書の内容を読解して詳細に調査するということには対応していません。しかし、コロナ対策によって完全に休館していた時期には、ご本人が来館して調査することができないので、特定がしやすいものについてはある程度詳しく、複

写を依頼できるところまでお探しの史料を調べたケースもあります。当館のことをあまりご存知でなく、初めて電話をされた方には、ホームページに掲載している所蔵史料検索システムの使い方を電話越しに同じ画面を見ながら説明するなどして、今後ご自分で調べていただけるように努めているところです。

浜岡 昨年からメールでのレファレンスを受け付けるようになりましたが、それによって変わったことはありますか。

石突 まだ電話のほうが多い印象ですが、メールでいただく場合、情報が多まっていたり、関連資料なども添付で送っていただけるので、調査の参考になって助かっています。

デジタル化について

濱田 次に話題をデジタル化に移します。

まずは紙を原本とする公文書を電子化して、デジタルアーカイブとしてインターネットで公開していくことを考えてみましょう。当館で主要な業務としてはアジア歴史資料センター(以下、「アジ歴」)への画像提供があります。このアジ歴への画像提供については、当館としてはアジ歴設立当時から協力していて、戦前の史料については約三万七〇〇〇冊のファイルがアジ歴で閲覧できるようになっています。残りの数千冊は、個人情報などの関係からインターネットで公開するには慎重な検討を要するというところで、現時点では画像提供していないものです。他方、戦後外交記録についても平成二八

年から協力してきており、こちらは画像提供に際して事前の審査が必要ということもあって、年間五〇〇冊分程度のペースで画像を提供してきています。当館の検索システムにもデジタルアーカイブ機能があるなかで、アジ歴への提供画像と、自前のデジタルアーカイブ構築との棲み分けを考えなければいけないと思います。

佐久間 アジ歴に戦後史料が提供されるようになったのは画期的なことですが、まだ提供冊数が少ないこともあり、一部の研究者にしか認知されていない状況だと思います。戦前期の史料は原則史料群単位での提供だったので、ヨーロッパなどの関係もほとんど全て対象に含まれています。他方、戦後になってアジア関係のみを対象に進めているので、そこで漏れているものについては、少しずつでもデジタル画像化して、インターネット検索システムで公開していきたいところですが、予算を考えると一気に進めるのはかなり厳しい現状です。

アジ歴提供以外の史料については、一九七〇年代後半以降の日米関係や、日中関係、要人往来の史料が比較的よく閲覧に供されています。そういった利用頻度の高いものからデジタル化していくというのは一つの手段です。それから、過去の特別審査ファイルのうちデジタル化されていないものも、デジタル化を進めて将来的にインターネット公開していきたいと思っています。

何よりも、館としてデジタル化の大本の計画を立てないと、予算措置も困難、電子化も効率的に進まないと考えます。また、長期的

にデジタルデータをどう保管していくかも、今後検討すべき課題になると思います。まずは大枠のデジタル化計画を立てていく必要性を強く感じます。

濱田 おっしゃるとおり、全体的なデジタル化計画を検討することが必要です。まずは少なくとも紙を電子画像化していくデジタル化のためのチームを作ったらいいいのではないかと考えています。そこで長期的な計画を立てて、予算を配分していくことを考えないと、非常に偏った、アンバランスなデジタル化になっていくのではないかと懸念しています。それから、デジタルアーカイブ以外に、外交記録公開で公開された最新の特別審査ファイルはホームページに直リンクで掲載されているなど、いろいろなところにデータが散在している状況なので、利用者にはわかりにくい部分もありそうです。

佐久間 当館の所蔵史料検索システムとアジ歴との関係でいうと、アジ歴は「リンク方式」というものも採用しています。これは国立公文書館との間でも実施されているのですが、画像は提供元機関のサーバに保管しておき、アジ歴からリンクだけ設定するという方式です。技術的には当館にも充分適用できると思っています。

濱田 今後、国立公文書館との協力関係を強化していくということが想定されていくなかで、そういった問題も話し合っていきたいところですね。

浜岡 現在のインターネット史料検索システムは機能が限られているので、今後システムをどういうものにしていくかを含めてのデジタ

ル化だと思います。こうした方針でデジタル化を進めたいのでシステムもこう改修したいという話につながるのではないのでしょうか。利用の他に、保存の観点があります。例えば先ほど事例として上がった七〇年代後半の史料は、多くの閲覧に供されることで、戦前の史料のように今後劣化や破損が進むことがあり得ます。そういうことも含めて考えるべきだと思います。

濱田 デジタル化に関連しては、電子公文書の話もあります。電子公文書の管理の問題は、個人的にはなかなか想像しがたい世界なのですが、ある時期からは行政文書は電子が原本となっていきます。電子公文書になると、展示などどうするのかというのは気になってきます。特定の国との関係を追っていく場合に、ある時期までは紙文書で展示して、残りは電子のみになる場合に、どうするか。実際そのような状況になるのは何十年後の話だとは思いますが、デジタル展示のみになるということもありえるでしょうか。当館において現時点でデジタル展示というのは考えにくいですね。

戸塚 今回のコロナ禍によって緊急事態宣言が発出され、休館を余儀なくされた際に、デジタル展示をすべきとの意見が本省から出されたことがあったのですが、システム上困難でした。なんとかやれたのは、今あるホームページから対象となる史料画像が含まれるアジ歴のページにリンクをはることでした。本来的には展示史料に対応した形で、史料の画像を閲覧できる形で実現したいとは思っています。

先日特別展示の取材にお越しになった地方の新聞社の方にも、オ

ンラインで展示史料が見られないかと聞かれました。一部は画像を見られることを紹介したのですが、史料ごとにアジ歴だったり自前のデジタルアーカイブだったり、ばらばらに掲載されているというのを改めて感じました。その方には説明できたからよかったものの、説明を受けない一般の利用者にはやはりわかりにくいだろうと思いました。

展示について

濱田 ちょうど展示の話題になったので、引き続き展示について話したいと思います。現在、常設展示についての見直しをしているところだと思いますが、改善するアイデアなどを挙げるとすればどんなことがあるか、お話しいただけますか。

戸塚 内容的には、現在の常設展示が、昭和四〇(一九六五)年の日韓基本条約で終わっているのも、その先まで紹介したいと考えています。また、今の展示は個別史料の紹介だけで、全体としてどう外交活動を展開してきたのかという流れがわかりにくいという問題があります。様々な方がご覧になることから、歴史展示は難しい側面がありますが、アジ歴の初代センター長(石井米雄氏)がおっしゃっていたという「歴史認識の共有は不可能だが歴史資料の共有は可能」という言葉にあるように、まずは、外交や歴史資料に興味を持ってもらうきっかけとなるような展示にできればと思っています。

次に、方法論の問題です。現在は主たる見学者を高校生以上の日

本人だと想定していますが、これを広げて、外国人や小中学生にも見てもらえるようにすれば、特定歴史公文書等のガイドラインに規定されている利用促進の趣旨にも沿うと思います。そのためには、多言語対応や映像コンテンツを検討していく必要があると思います。

浜岡 現在の展示室は、展示品自体はいいものがあるのだと思います。ですが、初めて来た方にとって手がかりが少ないと感じています。グループ見学への対応で、職員が解説しながら見ていただくと、「これが歴史教科書に載っていたあの条約書なのか」という反応をいただけるのですが。大きな展示構成は別途考える必要がありますが、条約書名などのキャプションの他に、背景を付け加えるなどを考える必要があるのだらうと思います。他方で、三〇年前に別館展示室が開室した時とは違い、音声ガイドやインターネットと連動したサービスなどが普及してきていますので、室内が文字説明ばかりでうんざりするといったことは避けたいところです。当館は従来から高齢の見学者が多いですが、小中学生や高校生を引き込むことと双方向で対応を考えるべきだと思います。

濱田 入りやすくて興味のない人でも見やすいように工夫するというのは必要でしょうね。ストーリー作りを外務省の立場で考えると、記述に偏りや誤りがないように教科書的な書き方になって、かえって面白くなるという留意点はありますね。

浜岡 例えば美術館などに行つて、あまり興味がなくても、きれいな

壺があったとか、そういう印象は残ったり、その後の興味関心につながったりします。そうした印象作りをできる、きっかけを提供できることから始めたいと思います。

小高 外務本省では、小中高生の外務省訪問を企画していますね。国内広報室とも連携して、それと同じように外交史料館訪問を企画するのいいかもしれません。せっかくの素晴らしい展示内容なのに、あまり利用されていないのはもったいないので、こちらから積極的に広報する努力が必要だと思います。

石突 お話を伺って思い浮かんだのですが、並んでいる史料を色でグループ分けして、よく歴史を知らない方はまず赤色から見てください、ある程度詳しい方は黄色の史料も見てください、というふうに、見学者のレベルに合わせてコース分けするのも趣向として面白いかもしれません。

浜岡 見所や見方など、ガイド的なものを、冊子などではなくてレベ

戸塚 展示室の新しい方として、企画展示の運用の仕方をこれまでと少し変えることもあるのかと思います。本省の地域課や在京大使館などから、周年事業対象国との共催展示を依頼されるケースが増えています。別館の展示ケースは六メートルの固定型なので、相手国との関係史料が豊富でなく、一点だけ主要な条約書を展示しても、展示として成立しないという事情から、現状では断らざるを得ない場合があります。少ない史料数でも企画が成り立つよう

な展示室あるいは展示ケースのしつらえがあれば、レイアウトにも幅ができて、もつといろいろな国を紹介することができると考えています。そうすることで、外務省の施設としての外交史料館の存在意義が発揮できて、他国との相互理解促進に貢献できると思います。

濱田 省内に通知を出して、周年事業に使ってもらうように募ることはできそうですね。さらにその企画を外にも宣伝できます。

戸塚 公文書管理法の施行以降、ガイドラインで他館との連携展示が記載されて、他機関と一緒に展示する機会が増えました。

濱田 三〇年前の座談会でも展示での連携ということが言われていましたが、そこでは史料の貸し借りがメインに話されていました。現在はその通り越して、連携した展示企画までを実現していると考え、めざましい進歩を感じます。コロナが緩和してきたこともあり、これからまた頻繁に企画できそうですね。

戸塚 作業としては大変なのですが、当館の別館だけで展示をしている、見に来ていただける人数が限られてしまうので、いろいろな場所でやれると思います。

システムについて

濱田 システムについては、三〇年前の座談会で課題とされていた簿冊管理のシステムが完成し、QRコードを用いたファイル管理が実現しました。さらに重要なのはインターネット史料検索システムです。今や、どの館にも必須といえるもので、当館も時間はかなりか

かりましたが、三年前から運用を開始しています。紙媒体しかなかった目録が検索システムのデータベースに移行したことは画期的です。これまで、戦前期外務省記録は製本された目録(『外務省記録総目録』)があり、戦後外交記録は、過去の記録公開についてはマイクロフィルム検索簿があり、公文書管理法施行以後の移管ファイルのリストはPDFでホームページに掲載していたというように、大変わかりにくいものだったと思います。これらが一元的にデータベース化され、キーワード等で検索までできるようになったことは、利便性を大きく改善する進歩だといえます。

浜岡 外部の方に感想をお聞きすると、ひとまず検索システムができたこと自体を評価いただいている印象を受けます。利用者としては、まずは使えるものができたことが有り難いという段階だと思います。細部への注文として、自分が過去に閲覧した史料の履歴を確認できる機能を求める声などがあります。イメージとしては通販サイトの注文履歴のようなものですね。個人情報などの課題の整理が必要で、かなりハードルが高いのは間違いありませんが、閲覧予約などと連携させるのなら、そういった機能も考えていくことになるのかなと思いますし、システムに付加価値をどう加えていくかは、これから考えていく必要があるのだと思います。

石突 自分が以前利用した文書を再度閲覧したいといったリクエストは時々あるので、そんなニーズに応えていければ理想的ではありません。

移管と公開について

濱田 次に移管と公開について話します。利用の前には、移管と公開という手順が必ずあつて、ここがスムーズにいくことが極めて重要です。外務省では独自の外交記録公開制度を導入していて、昭和五一年以降に第一回・第二回外交記録公開を実施し、現在は平成二二年に制定された「外交記録公開に関する規則」と公文書管理法をうまく両立させながら、移管と公開を進めています。この運用も、メカニズムとしてはうまくいっているような印象を持ちますけれども、細かな点では問題もあるのではないかと思います。外交記録公開の現状と問題点について、教えてくださいいただけますか。

浜岡 「外交記録公開に関する規則」の制定後、約三万五〇〇〇冊が移管・公開され、全体として六万冊に近い戦後外交記録を当館として所蔵しているという状況です。年間一〇〇〇～二〇〇〇冊の文書が淡々と移管されているということが特徴です。原口邦紘元副館長は「静かな公開」という表現を使われていますが、それがきちんと定着したということでしょう。一方で、毎年末の特別審査ファイル公開のように、一般の方の関心を持っていただく取り組みも旧制度の頃と同様に行われています。昔の制度と新しく導入した公文書管理制度が接ぎ木されて、独自の取り組みとしてうまくいっているのだと思います。知名度は高くないですが、「静かな公開」である通常公開でも重要な記録は移管・公開されています。先日和田館長が

八〇年代の外交記録の公開状況について国際政治学会で報告しましたが、その際も、こんな記録がすでに公開されていたのかという反応がありました。

課題は、制度への理解と利用を広げるという点です。外交記録公開推進委員会の委員を務められたある先生は、外務省が記録の公開に力を入れているにもかかわらず、当館の利用者数にそれが反映されていないことを指摘されていました。もちろん外部要因もあるでしょうが、正しい方向性のもと、利用者数を増やす努力が求められていると感じています。

また利用者にとって、複雑な制度の変遷が理解を妨げている部分もあると思います。昔から外交記録公開があることをご存じの方の中には、古い制度のまま情報がアップデイトされていない方もいて、戦後の記録は原本でなくマイクロフィルムで公開されているものだと思われる方もおられます。

濱田 「静かな公開」を続けていくとなると、普段から公開状況をチェックしている人でないと気づかないというのはありますね。

小高 ホームページへの掲載方法等を工夫して、より多くの方に「静かな公開」にも注目していただきたいですね。

戸塚 特別審査ファイルはPDFでホームページに掲載されるようになりますが、アクセス数の変化はわかるのですか。

浜岡 公開のタイミングである一二月や一月の当館ホームページへのアクセス数が顕著に上がるという傾向はあります。報道やSNSで

知って、ちょっと見てみようという方がアクセスしていると思われます。また研究者にとっては、実際の史料の内容をすぐに確かめられるというのは大きいメリットなのだと思います。ホームページの掲載場所が把握しづらいのは課題です。

インターネットに掲載することについて、川島真先生はパブリック・デイプロマシーとしての意義も指摘されています。日中関係の記録など、相手国がまだ公開していない最新の記録を、世界中のあらゆる場所からアクセスできる形で公開しているということですね。

濱田 通常移管でも重要なファイルは存在しています。それらが知られていないのはもったいない感じはします。当館ならではの方法でアピールできれば良いのですが。

浜岡 原則三〇年を経た記録を淡々と公開する「静かな公開」自体は文書公開のあるべき姿とは思いますが、外部の方に認知してもらい、話題にしてもらえるような仕掛けがあればいいですね。

濱田 特別審査ファイルを公開した際の問い合わせは結構あるのでしようか。

石突 報道機関で大きく取り上げられることもあり、問い合わせは結構ありますね。電話の場合にはネットで公開されていることをお伝えすると喜ばれます。ネットでも見たけれど、ファイル原本が見たということであえて来館される方もいます。

編纂について

濱田 公開と切り離せない要素として、編纂について語っておきたいと思います。

編纂業務は、『日本外交文書』編纂が中心にあるのですが、何百冊もファイルを読んで、そのうちから採録すべき文書を選び出すという作業がまずあって、選出した文書をワードに起こすのですが、その前にコピーをとったり筆耕で赤入れたりといった作業があります。さらに文書自体の書誌情報をエクセルで入力するという作業があり、電子的に入稿して、一冊あたり千ページ程度あるものがゲラとして上がってきて、それに対して印刷製本のための校正作業がある、年度内に出さなければならないというがあるので、年度末などは校正作業で手一杯になるという現状があります。なお、業務の効率化はかなり進んでいて、三〇年前の課題として言われていた、柱のフォーマットを作るとか、PCによる作業の合理化ということは実現しています。

編纂作業が本格的に戦後に入ってから、まだ移管されていない文書を『日本外交文書』に採録したいと申し入れて、移管を促進してもらおうよう本省に依頼したり、かつて非公開とされた箇所について、今なら公開できるのではないかと申し入れたり、編纂と移管の連携を、本省の公文書監理室と相談しながら試みています。そういった本省とのつながりがより重要になってきていると感じます。

戸塚 『日本外交文書』についても、より一層の利用促進ができれば

と思うところですが。

濱田 現在ホームページ内に『日本外交文書』デジタルコレクションというコーナーを設けて、遠方や外国からでも、環境さえあれば誰もが無料で閲覧できるようにしていますね。現在、近年の刊行分を除く二〇〇冊以上の既刊が閲覧できるようになっています。これも三〇年前には考えもしなかった画期的な取り組みだと思います。

浜岡 過去に掲載したものは汎用性の低いファイル形式で掲載されているので、現在、それらを随時PDFファイルに置き換える作業をしています。

濱田 編纂は平成二八年度に刊行の始まった「占領期」以降、「国際連合への加盟」「日華平和条約」「昭和期Ⅳ 日米関係 第一巻(昭和二七―二九年)」、さらに今年度刊行が予定されている「ガットへの加入」と、一九五〇年代の外交案件に関する編纂作業が現在進められています。戦後の外交活動は戦前にも増して範囲が広がりますし、残されたファイルの量も膨大です。

佐久間 ファイルはかなりの数が移管されていますが、先ほど指摘があったように、未移管のものもあり、全体像を把握しつつ作業を進める必要があります。

浜岡 基本的なファイルは外交史料館に所蔵され、公開されていると前提があった戦前期の編纂と、未移管、あるいは未審査のファイルが存在する可能性を考えつつ進めることになる戦後の編纂は進め方に変化があるのではないかと考えています。

『日本外交文書』が一九五〇年代以降の編纂を進める一方で、外交記録公開が順調に進んでいることなどもあり、実証的な戦後日本外交史研究の最先端は冷戦終焉の時期にも差し掛かりつつあります。外部からは『日本外交文書』が編纂・刊行の促進を求める声も聞かれます。平易に、重要な案件に関する史料を参照できるものとして外交文書集への期待は引き続き大きいですから、着実に編纂を進めていく必要があると思います。

保存・管理について

濱田 保存については、公文書管理法にて特定歴史公文書等の永久保存が定められているので、それに向けて努力することが何よりも重要です。

戸塚 三〇年前の座談会では、史料の保存環境についてはほぼ発言がなく、まだあまり意識が高くないように思われました。社会が変わったというのがありますが、現在からすると信じられないようなファイルの取り扱い方がされていたということも聞いたことがあります。所蔵史料の重要文化財指定があり、法的にも永久保存が定められ、所蔵史料が国民の財産だということが明示されたことなどから、館員はもちろんのこと、一般にもかなり意識が変わったのだと感じました。それに伴って、歴代の職員が予算面や人員体制面で努力して、三〇年前にはいなかった保存・補修職員が配置され、書庫環境やファイルの紙質調査が実施されました。データが把握できるよう

になって、改善すべき点が見え、それに対してどんな対応をとるべきか判断できるようになったというのが、著しくよい変化だと思います。もともと書庫として設計されていない場所を書庫に使っているということもあり、環境整備が難しいのは否めません。しかしながら、永久保存のために、頑張ってやっていくという意識付けや体制はできてきたと思います。

今後はそれらのデータに基づいて、修復や複製物作成に関し、中長期的な計画を立てていくことが大切だと思います。また、最近水害や地震が頻繁に起きているので、史料管理・閲覧室内では対応を検討していますが、館全体に、起こりうる事態を共有し、非常時に備える体制を作っていければいいと思っています。非常時に備えつつ、日常的にしっかりと環境整備と補修作業を実施する、そういう形で永久保存を目指していければと思います。

戸塚 一人だけが熱心にやっているのではなく、館全体でそれぞれの人が意識を持つ必要があります。実際、私自身が知っている十数年前から考えても、意識は相当変わっていて、保存を常に考えてファイルを取り扱うというのが、広く当たり前のことになってきたという感触はあります。

戸塚 最近は新しく着任した方に研修を実施しているので、最初に、ここではこのルールでやっているのだから守って欲しいと伝えられることは、意識付けとして大きな意味があると思います。

濱田 本省から異動してこられて、実際にそういった保存面での意識

の高さというのは、すぐ感じるものだったのですか。

小高 それは感じました。公開準備作業にあたる職員意識は非常に高いと思います。例えば、毎朝作業机をきれいに拭くとか、乾燥した冬でもハンドクリームを使わずに作業するとか、そういう姿勢でファイルを丁寧に扱っている姿を目の前で見ているので、自分の身も引き締まる思いです。本省にいと、どうしてもそこまでは思い至りません。

濱田 公文書館としての最低限の意識付けができていて、非常に良くなっていると感じますね。そういうこともあって、安政五ヶ国条約や正統通信全覧の重要文化財指定が認められたのだと思います。今後新たに重要文化財指定される史料もあるかもしれませんが、このままの調子で、身を引き締めてやるということでしょう。

保存と利用との兼ね合いという問題も常にあつて、できるだけ原本史料を活用したいですが、過剰に利用されすぎても破損や劣化のリスクがあるので、バランスが難しいですね。利用がある以上、史料の修復は尽きない課題だと思いますが、現状はいかがでしょうか。戸塚 先ほども述べたとおり、本来的には中長期的な計画を立てて、修復を進めていくべきです。つまり、どの年代やグループの史料の傷みが激しいか、よく利用されているかということ把握した上で、どの史料から修復するか、優先順位をつけて修復を進めるべきということです。しかし、現在の体制では、業務上の必要性に引きずられて、理想通りにはいかない部分があります。

とはいえ、使えるマンパワーは限られているので、まずは、そのときに求められる作業をすることが必要だと思います。それらは利用される史料で修復が必要なものですから、大きく原則からずれているわけはありません。毎年、館内での修復作業とは別に、酸性化が進んだ史料の脱酸処理を業者委託で実施しています。脱酸をする際に、簡易補修もしてもらえるので、本来、優先的に修復するのが望ましい史料は、そちらの対象としているつもりです。ただ、やはり率直に言えば、専門性の高い保存分野の正規職員を採用して、中長期的な計画を立てると共に、それを実施できるような体制を組むのが望ましいと思います。

これからの外交史料館

濱田 最後に、今後のビジョンのようなことについて話してまとめしておきたいと思います。

今後どんな人材が外交史料館にいたるのが望ましいか、あるいは現場から見ても外交史料館が今後どうあることが望ましいか、改めてそれぞれの立場から一言ずついただければと思います。

石突 閲覧対応について言えば、レファレンスの占める割合が多いので、歴史が好きだったり、専門知識があったりして、利用者の役に立てるようにそれを楽しんで取り組める人がいいですね。国立公文書館の認証アーキビスト制度が開始されたので、今後そのような資格や専門知識を持つ職員が増えていく流れになるかもしれません。

その一方で、本省から異動で来られる職員のこれまでの外務省での実務経験や対応力というものはレファレンスや利用者対応において非常に役立っていますので、閲覧室ではその両者の良いところを合わせて活かしていくのが良いと思います。

小高 公開準備では、冒頭申し上げたとおり、利用決定までの時間が非常に長いことが問題です。利用請求者が一日でも早くファイルを閲覧できるように、業務合理化を進めて、公開準備作業の迅速化に努めたいと思います。

また、外交史料館としては、特に教育面での貢献を視野に入れながら、広報に力を入れることも重要だと思います。展示室や閲覧室を利用したり利用請求を行ったりする小中高生や大学生、教育関係者が増えることにより、利用者の裾野も広がっていくと思います。

浜岡 業務が多様化したことにより、各部署が連携を意識して動く必要が多くなったのだと思います。そのような業務を調整できる人が必要です。また三〇年前と比較すると、法律上の当館の位置づけが変わり、外務本省からファイルがどんどん移管されてくるので、本省とのコミュニケーションの重要性も高まっていると思います。外務省の中にあることの意義を発揮する上でもこうした連絡・調整機能を高めていくことが大切です。

三〇年前の座談会で取り上げられていた課題を今振り返ると、おおむね目鼻がついている印象を受けます。またインターネットが登場し、利用者との窓口としてホームページが整備されました。とは

いえ、自分が利用者となった時、ホームページを一読しただけではわかりづらいという現実もあります。様々なコンテンツは揃ってきただけでも、それらをどう使えばいいかの道筋を示す手段がまだ不足しています。現在、史料利用セミナーという形で、大学のゼミなどを対象に見学や史料の使い方をレクチャーしています。そういう形がベストかは別として、仕掛けは必要なのだろうと思います。これまで築いてきたものをより機能させるにはどうすればよいかが、今後問題になります。

戸塚 皆さんがおっしゃったことと重複しますが、外交史料館は重要な史料を所蔵し、また『日本外交文書』などきちんとしたものを作ってきています。これらのコンテンツについて、かつては紙で情報をお知らせするという方法しかなかったのですが、発信の仕方もいろいろなやり方が出てきています。三十年前の座談会のまとめで「外交史の総合情報センター」というキーワードが出されています。当時と比べ今は、様々な情報が飛び交う時代になってきましたが、その中でも、外交史料館の提供する情報は信頼が置けるものであること、それらを様々な形で利用できることを知っていただくことが重要であると思います。そのために、発信の仕方考えることが必要だと思います。あとは土台として、史料をきちんと管理しておくための保存管理に対応する人材やシステム等を扱うデジタル人材を補いながら運用していければいいのだらうと思います。

濱田 今後必要な人材や課題について、私も今おっしゃったようなこ

とで大体いえるのではないかと思いました。人材としては、資質や興味のある方が配置されて力を発揮していただくということが重要で、コンテンツは揃っており、あとはそれを外向けにアピールして使っていくことが重要ということでした。これからは発信力を発揮していけるかということがあり、他方で外だけにとらわれずに、内ではこつこつと仕事をしていける、それも専門性を発揮しながら積み重ねていける人材が必要であると、そういう印象を持ちました。私としても、史料館として当たり前のことを当たり前にできる、地道な日常的な業務の積み重ねが非常に重要だと考えていました。その当たり前のことがどういうことを理解して、日々遂行できる人材が必要なのだと思った次第です。

本日は長時間にわたる座談会になりましたが、皆様ご参加いただき、ありがとうございました。

（令和三年二月二十五日 於外交史料館会議室）